

千葉県告示第105号

町の区域及び名称の変更について

本市の区域内の町の区域及び名称を別紙の変更調書のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示します。

なお、この告示は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項による換地処分の公告の日の翌日（平成19年3月31日）から効力を生じます。

平成19年2月28日

千葉市長 鶴岡 啓一

変更調書

新 町名	旧 町名	地番
川崎町	寒川町 2丁目	61の1の内～61の3の内 62の1の内 62の2の内 62の4の内 62の8の内 62の9 62の10 62の12 62の1 3の内 62の18の内 62の29の内 6 3の1 63の2 63の1に隣接する道路で ある国有地の一部
寒川町 2丁目	川崎町	6の6の内
	寒川町 3丁目	106の7 106の7に隣接する道路である 公有地の全部

備考 上記の土地の表示は、平成18年10月23日現在の登記簿によるものである。